

○厚生省告示第二百四十四号
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第九條第六項の規定に基づき、平成十二年以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物^一の総量を次のように公表する。
 平成十一年十二月十六日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第一号、以下「規則」という。）（第四條第一号に規定する分別基準適合物^一）
 商産省 令第一号。以下「規則」という。（第四條第一号に規定する分別基準適合物^一）

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^一 の総量（単位 千トン）
十二	四五九
十三	四八四
十四	五〇五
十五	五二五
十六	五三七

二 規則第四條第二号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^二 の総量（単位 千トン）
十二	三六九
十三	三八八
十四	四〇六
十五	四二〇
十六	四三一

三 規則第四條第三号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^三 の総量（単位 千トン）
十二	一八〇
十三	一九〇
十四	一九八
十五	二〇五
十六	二二一

四 規則第四條第四号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^四 の総量（単位 千トン）
十二	八七
十三	一二〇

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^五 の総量（単位 千トン）
十四	一五三
十五	一九七
十六	二二三

五 規則第四條第五号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^六 の総量（単位 千トン）
十二	一〇三
十三	一一〇
十四	一一一
十五	一四〇
十六	一四七

六 規則第四條第六号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物 ^七 の総量（単位 千トン）
十二	二二九
十三	三八九
十四	四八七
十五	六三六
十六	七〇一

○厚生省告示第三号
 通商産業省 令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十二條第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二條第一項第二号に規定する主務大臣が定める量（平成八年通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十一年十二月十六日

厚生大臣 丹羽 雄哉
 通商産業大臣 深谷 隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第一号、以下「規則」という。）（第四條第一号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「三五八、六八一」を「四〇一、〇四二」に、「二六六、一八一」を「三三一、九五〇」に、「一九〇、五七二」を「二八二、七〇七」に、「一七六」を「一一、八三三」に、「一一、一三八」を「三三、九二七」に、「一四、四六一」を「二、一四六」に改め、同項中「^一」を削り、同表規則第四條第二号に規定する分

二の一の項の下欄のトに掲げる業種

二、三、五、七

を削り、同表規則第四條第二号に規定する分

規則別表第